

# 笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドラインの策定について

## 1 笠間市の状況とガイドライン策定の必要性

### (1) 指定管理者制度の導入状況

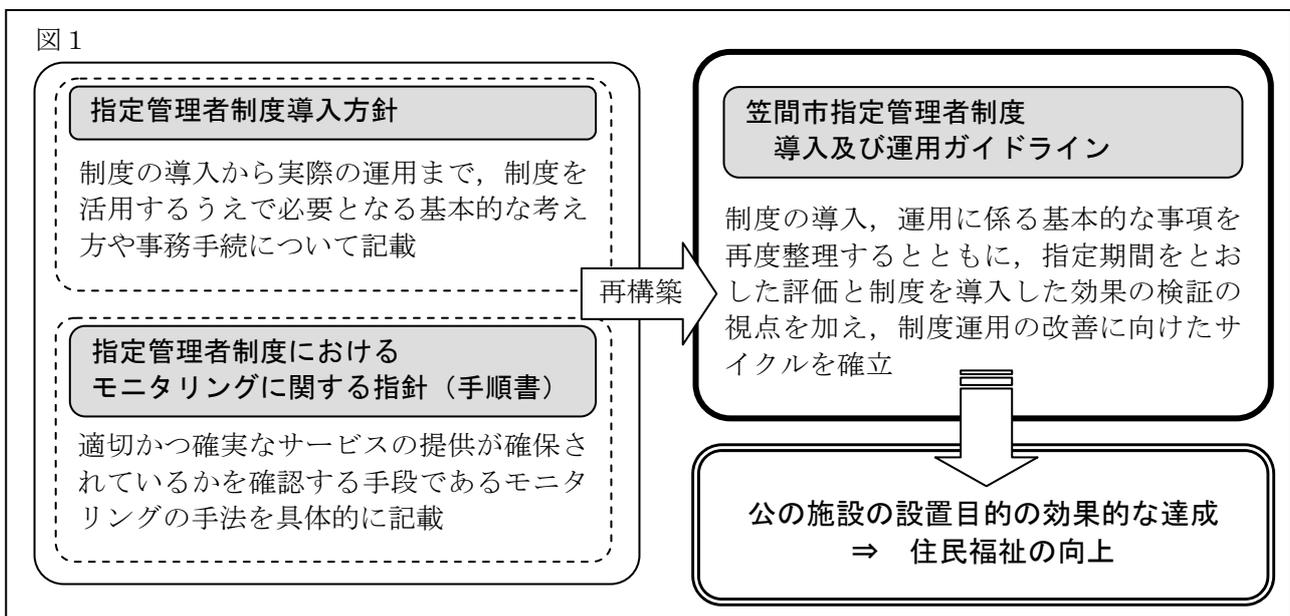
公の施設のうち 24 施設について指定管理者制度により管理運営を実施

### (2) 従前の指定管理者制度の導入、運用に係る方針等

- ・指定管理者制度導入方針（平成 19 年 5 月策定）
- ・指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（手順書）（平成 20 年 9 月策定）

### (3) ガイドライン策定の必要性

指定管理者制度導入方針の策定から 5 年が経過し、既に制度を導入している施設においては、多くが 2 回目以降の指定期間となっており、指定期間全体を通じた効果の検証に目を向け、管理運営の更なる改善に向けたサイクルを確実なものとしていくことが必要



## 2 ガイドラインの特徴

### 指定管理者制度運用上のマネジメントサイクルを確立

（マネジメントサイクル：計画、実行、評価、改善のいわゆる PDCA サイクル）

⇒ 指定期間単位のマネジメントサイクルと事業年度単位のマネジメントサイクルの2つのマネジメントサイクルにより制度の効果的、効率的な運用を実現

### 指定期間単位のマネジメントサイクル

市が、指定管理者制度を導入して管理運営を行ったことで、当該指定期間に施設の設置目的がどの程度達成されたのかを評価し、改善点を明確にしたうえで次期施設運営方針を決定していくことにより、一層効果的な制度の活用等を実現することを目指す。

### 事業年度単位のマネジメントサイクル

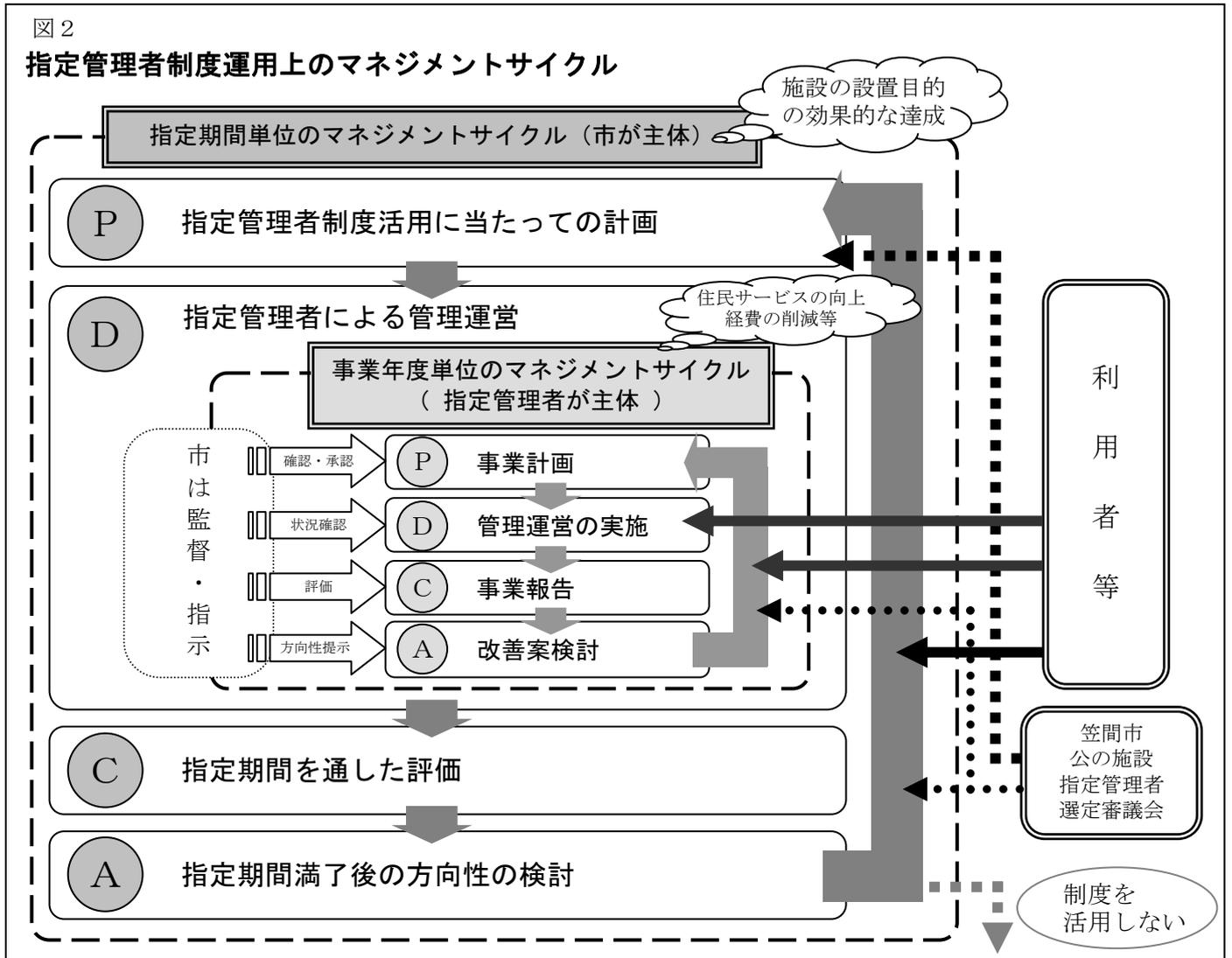
指定管理者制度の目的である、住民サービスの向上や経費の削減等を図るために、指定期間内において、毎年度、事業計画の進捗管理、達成度の評価、改善案の検討をとおして、指定管理者による管理運営の質の向上を図る。

その他

- ・利用者等による評価を、マネジメントサイクルに反映させることで、より利用者ニーズに即した施設の管理運営を実現
- ・笠間市公の施設指定管理者選定審議会に管理運営の実績を報告することで、有識者の意見等を収集するとともに、審議する上での有用な情報の提供につなげ、一層充実した審議会を実現

図2

### 指定管理者制度運用上のマネジメントサイクル



### 3 ガイドラインの主な内容

#### 第1章 指定管理者制度の概要

指定管理者制度の法的根拠やその目的など制度の概要を記載

#### 第2章 指定管理者制度に係る基本的事項

指定管理者制度に係る基本的事項や考え方、留意すべき点を記載

#### 第3章 指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入検討に始まり、条例の整備や指定管理者の募集と選定、指定後の協定の締結までに係る事項を記載

#### 第4章 指定管理者制度の運用

指定管理者による施設の実施の管理運営が始まってからの制度運用に係る事項を記載

#### 第5章 モニタリングと評価

指定管理者に対するモニタリングや制度運用上のマネジメントサイクルに係る事項を記載

#### 第6章 指定の取消し等

指定の取消しや業務の一時停止に係る事項を記載

#### 第7章 指定期間の終了

指定の取消し、指定期間の満了による指定期間の満了による指定期間の終了時に係る事項を記載